

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念を、「私達は、『摩擦と振動、その制御と解析』により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。」と定めています。この企業理念の下、経営方針である「お客様第一」、「技術の再構築」、「グローバルネットワークの確立」に基づき、モノづくりを通じた新たな価値の創出と、企業価値・株主価値のさらなる向上を目指すと共に、重要保安部品メーカーとして、お客様、株主様、お取引先様、社員、地域社会を含むすべてのステークホルダーと、健全で良好な関係を維持・促進し、持続可能な成長、発展を遂げていくことが重要だと考え、コーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

また、当社では、株主を含む投資家との建設的かつ継続的な対話を通して、その指摘に耳を傾け経営に反映することが重要と考えており、双方向のコミュニケーションを一層推進していく所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は曙ブレーキ工業企業年金基金を通じて企業年金の積立金の運用を行っています。当社企業年金基金における資産運用委員会及び代議員会は、人事、経理、財務各部署より当該機能の専門性を持った者及び従業員代表等で構成し、専門性を確保する体制を構築しています。また、企業年金の運用に携わる人財については、運用コンサルタントと連携し、適切な運用を図るとともに、専門性を高めています。

今後運用に当たる適切な資質を持った人財の登用・配置については、人事ローテーション・キャリア形成プランの中に折り込み計画的に取り組んでまいります。なお、年金運用にあたっては、すべて委託運用としており、当基金から積立金の管理・運用を委託された受託機関は、当基金が定めた基本方針を遵守し、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、積立金の管理・運用を行っています。運用受託機関については、運用実績等の定量面、投資方針やスチュワードシップ方針の受け入れ状況、コンプライアンス等の定性面の双方から総合的な評価を行っています。また、投資先企業への議決権行使については運用受託機関に一任することにより、受益者と当社との間に生じ得る利益相反を防止しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)当社の企業理念（「曙の理念」）につきましては、本報告書の「1-1. 基本的な考え方」及び当社ウェブサイトをご参照ください。

また、2019年度以降の経営計画につきましては、確定後直ちに開示いたします。

(v)社内外取締役及び社内外監査役につきましては、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」や当社ウェブサイトの「コーポレート・ガバナンス」に記載することとしています。また執行役員の選任理由につきましても当社ウェブサイト（人事発令）に記載しています。

【補充原則4-1③】

最高経営責任者等の後継候補者の選定・育成計画につきましては、役員指名諮問委員会にて議論し以下の取り組みを実施しています。

(1)最高経営責任者等の選抜プロセス・役員要件定義の検討

(2)取締役・執行役員・執行役員候補に対する、外部専門機関によるコンピテンシーインタビューと360度評価に基づくアセスメントとコーチング、及び分析結果の社外取締役への共有

(3)役員候補者の育成のための社外取締役による勉強会の実施、ビジネススクール・シニアコースの継続実施

これらの取り組みについては、今後も取締役会において適切に監督を行うため、役員指名諮問委員会より取締役会に報告・答申し、審議してまいります。

【補充原則4-3②】

CEOの選解任については、補充原則4-1③の最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定と併せ、役員指名諮問委員会にて議論を進めてまいります。

CEOの選任手続きについては、当社の最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、役員指名諮問委員会にて議論したうえで、取締役会に答申し、審議することで、客観性・透明性の高い手続きを確保してまいります。

【補充原則4-3③】

CEOの解任手続きについては、補充原則4-3②と併せ、当社の業績及びこれに対するその者の貢献度の評価を踏まえ役員指名諮問委員会にて議論したうえで、取締役会に答申し、審議することで、客観性・透明性の高い手続きを確保してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会の監督機能（モニタリング）の強化とともに、当社の中長期的な企業価値向上に資する助言（アドバイス）を経営に取り入れる目的で、取締役6名のうち3名を様々な経験・スキルを有する独立社外取締役として選任していました。

しかしながら、本年6月の定時株主総会で社外取締役が1名となりましたので、出来るだけ早いタイミングで後任の社外取締役の選任をしたいと考えております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件、補充原則4-11①】

当社の取締役会は、各担当業務に精通した業務執行取締役の他、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な視点を持つ者や学識者としての専門的見地を持つ者を社外取締役として招聘しており、候補者選定に当たっては、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係を勘案し、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献できる者を選定しています。

しかしながら、本年6月の定時株主総会で社外取締役が1名となりましたので、複数の社外取締役体制とすべく、出来るだけ早いタイミングで後任の社外取締役の選任をしたいと考えております。

また現在、取締役会における取締役は全員男性かつ日本人ですが、取締役会の構成員のバランスを踏まえ、多様性の観点から、継続して年齢・性別・国籍等個人の属性に一切とらわれることなく、人格・見識・経営能力の優れた人材の育成・登用を推進してまいります。
また、当社の監査役会は弁護士、公認会計士、学識者など法律や会計に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成されています。
なお、取締役会の実効性に関する分析・評価につきましては、補充原則4-11③をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、当社が行う事業において、事業戦略上協力関係を結ぶ必要があり、かつ、当社の既存ビジネスにおける競争力の強化と新規ビジネス領域の拡大による持続的な成長と当社の中長期的な企業価値向上に資する場合を除き、原則として他社株式を取得・保有しません。
個別の政策保有株式については、保有の目的や当該企業の株式の取得・保有によって得られる当社の経済価値などを踏まえ、毎年、取締役会において中長期的な観点から継続的に精査、検証し、保有合理性のない株式については縮減を進めていく方針です。
なお、方針に沿った取組みの結果、2018年3月期の投資有価証券の保有11銘柄から2019年3月期は、4銘柄への縮減を進めました。引き続き、中長期的観点から保有の合理性を精査し、縮減を進める方針です。
また、当該株式の議決権行使に当たっては、短期的な株主利益を追求するのではなく、中長期的な視野に立った株主利益や、当該投資先企業の企業価値の向上に資するかどうかなど総合的な観点から検討し、適切に議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役との取引につきましては、会社法等に基づき、取締役会の決議を得なければ利益相反取引を行ってはならないこととしています。また、主要株主等との取引につきましては、当社の社内規定に基づき、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、取締役会での承認を得ることとしています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「1-1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び執行役員の報酬決定の方針と手続につきましては、本報告書の「II-2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、社外取締役候補・社外監査役候補の指名に当たっては、独立性を重視するとともに、高い倫理観、専門知識や見識、経験等を持った人物を選任しています。

取締役候補・監査役候補の指名と執行役員の選任に当たっては、当社取締役・監査役、経営陣幹部としての高い倫理観に加え、的確かつ迅速な意思決定やリスク管理能力、専門分野での知見や見識等を持った人物を選任しています。

なお、社外を含めた取締役・監査役及び執行役員の候補の指名に当たっては、独立社外取締役が半数を占め、かつ独立社外取締役を委員長とした役員指名諮問委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しておりました。本年6月の定時株主総会後は独立社外取締役及び社外有識者を半数とし、社外有識者を委員長とした役員指名諮問委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議して参ります。

一方、代表取締役を含む経営陣幹部の解任に当たっては、会社業績等の評価を踏まえ、その役割・責務を果たすことが困難と認められる場合には、役員指名諮問委員会における議論・総合的判断により、取締役会に解任の答申をし、取締役会にて審議してまいります。

【補充原則4-1①】

取締役会においては、事業計画等の経営に関する重要事項及び法令・定款により取締役会が決定すべきこととされている事項について決議することとし、その基準は社内規定において明確にしています。その他の経営事項につきましては、取締役会にて制定した決裁権限に関する社内規定に基づき、執行役員や部門長において決裁することができることとしています。なお、取締役会の前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での審議・決議を行う事前審議制を採用しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本報告書の「II-1. 機関構成・組織運営に係る事項」中の「独立役員関係」をご参照ください。

【補充原則4-11①】

取締役候補の指名に当たっては、各候補者の知識・経験・能力及び専門性、各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視の観点から、総合的に検討し適材適所での選任をしています。また、取締役の選任に関する方針・手続につきましては、独立社外取締役を含む役員指名諮問委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。

【補充原則4-11②】

当社の事業報告及び株主総会参考書類において、毎年、各取締役・監査役の重要な兼職の状況を開示しています。また、各取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任している状況等に基づいて、独立社外取締役を含めた役員指名諮問委員会において、その数が合理的であるかどうかを審議・検討し、その数の合理的な範囲について取締役会にて審議することとしています。

【補充原則4-11③】

当社は、社外を含む取締役及び監査役全員に対して取締役会の実効性についてアンケートを実施しています。そのアンケート結果に基づいて取締役会の実効性の分析・評価を行い、取締役会にてその内容を審議・検討した結果の概要を開示しています。当社ウェブサイトの「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」に記載していますので、ご参照ください。また、取締役会の実効性の評価に基づき、必要に応じて改善を図っていきます。

【補充原則4-14②】

当社では、新任の取締役・執行役員に対しては社外セミナーの受講を義務付けています。また、その後も必要な社内外のセミナーや講演会への参加を促すなどし、取締役及び執行役員の業務を行うに当たって必要な基本知識を学ぶための機会を提供しています。

社内監査役は、日本監査役協会に会員登録し、同協会の研修会等によりトレーニングを受け、また社外監査役に対しては、部門担当役員等との意見交換会、あるいは製造拠点視察などにより情報提供に努めています。

また、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供し、社外取締役に對しても、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明、関連情報の提供などを行っています。

[原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主・投資家の皆様からの当社取締役等との直接的な対話の申込みに際して、合理的な範囲内で積極的に対応することとしています。株主・投資家の皆様との対話促進のために、代表取締役を最高責任者とし、最高財務責任者（CFO）をはじめとする当社取締役、執行役員及びIR担当部署が対応することとし、取締役会は、株主・投資家の皆様との対話が適切に行われるよう、その運用状況を監督することとしています。なお、当社は、「株主・投資家の皆様との建設的な対話に向けての方針」を策定し、当社ウェブサイトに掲載していますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
トヨタ自動車株式会社	15,495,175	11.39
いすゞ自動車株式会社	12,111,104	8.90
アイシン精機株式会社	3,133,700	2.30
曙ブレーキ誠和魂従業員持株会	2,516,013	1.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,157,400	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,147,900	1.57
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	2,000,000	1.47
KYB株式会社	2,000,000	1.47
セコム株式会社	2,000,000	1.47
スズキ株式会社	1,751,000	1.28

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1) 上記大株主の状況は、2019年3月31日現在の状況を記載しています。
- (2) 当社は、自己株式を2,722,023株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡崎健	学者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡崎健	○	同氏から、当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けております。	大学教授、工学博士としての豊富な技術面での専門知識を有しており、幅広い見地から有益なアドバイスをいただくために選任しています。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準に該当せず、当社の定める社外役員の独立性の基準も満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名諮問委員会	6	0	3	1	2	0	社外有識者
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	6	0	3	1	2	0	社外有識者

補足説明

当社は、独立社外取締役を含めた役員報酬諮問委員会における取締役の報酬に関する基本事項についての検討をふまえ、取締役の報酬等の決定に関する方針を定めています。これに基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っています。また、執行役員の報酬につきましても、取締役と同様、同委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。社外を含む取締役・監査役及び執行役員の候補の指名に当たっては、独立社外取締役を含めた役員指名諮問委員会を設置し、同委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。最高経営責任者等の後継候補の選定・育成計画につきましては、同委員会の答申を受けて、取締役会にて審議しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査内容について、適宜、説明を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うなど連携を行っています。また、監査体制、監査計画、監査実施状況について、会計監査人と定期的にミーティングを実施しています。監査役と監査部は、それぞれの監査の実効性を高めるため、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、監査報告書の相互配布、及び合同監査などの連携を行っています。また、監査部と会計監査人は、財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、定期的及び必要に応じて随時ミーティングを実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片山智裕	弁護士										△			
高橋均	学者													
板垣雄士	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山智裕	○	同氏は、過去、本間合同法律事務所に所属されておりました。当社は同法律事務所所属の弁護士と取引があります。	弁護士及び公認会計士として幅広い経験と見識を有しているために選任しています。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準に該当せず、当社の定める社外役員の独立性の基準も満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。
高橋均	○	同氏は、「当社の取引先の業務執行者」、「社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者」及び「当社が寄付を行っている先の業務執行者」のいずれにも該当しません。	商法・会社法、金融商品取引法及び企業法務に精通しており、長年の企業実務経験と法理論の両面にわたる幅広い見識を有しているために選任しています。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準に該当せず、当社の定める社外役員の独立性の基準も満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。
板垣雄士	○	同氏は、過去、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属されておりました。	長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と他社における監査役の経験を有しており、財務及び会計に関する幅広い見識を有しているために選任しています。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準に該当せず、当社の定める社外役員の独立性の基準も満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

[独立役員関係]

独立役員の数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行っています。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社の社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、当社の独立役員は以下のいずれにも該当しないこととする。

1. 現在及び過去において当社グループの業務執行者(注1)である者
2. 当社の主要株主(注2)
3. 当社グループを主要な取引先とする者(注3)、又はその者が会社である場合はその業務執行者(注1)
4. 当社グループの主要な取引先である者(注4)、又はその者が会社である場合はその業務執行者(注1)
5. 当社グループの会計監査人である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の従業員である者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注5)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
7. 当社グループから多額の寄付(注6)を受けている者又はその業務執行者(注1)
8. 上記2. から7. までのいずれかに該当する者のうち重要な者(注7)の近親者(注8)
9. 過去3年間に於いて、上記2. から8. のいずれかに該当していた者
10. その他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

但し、上記1. ～9. に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

以上

(注1) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条3項第6号に規定する業務執行者をいい、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員(当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいう。

(注2) 主要株主とは、当社の議決権の10%以上を保有している株主若しくはその業務執行者をいう。

(注3) 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

(注4) 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

(注5) 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は直近事業年度につき1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える場合をいう。

(注6) 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

(注7) 重要な者とは、上記2. 3. 4. 7. の業務執行者においては各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記5. 6. の所属する者については

各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士をいう。
(注8) 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、金銭で支給される短期業績連動報酬並びに権利行使期間3年間の中期新株予約権及び退任時にのみ権利行使可能な長期新株予約権で構成しています。
業績連動報酬として支給する金額は基本報酬(固定枠)の限度額の0~100%の範囲内で決定し、その内訳は短期業績連動報酬を40%(金銭)、中期業績連動報酬を20%(新株予約権)、長期業績連動報酬を40%(新株予約権)としています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社の株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めること、中長期的視点に立ち経営の健全性と株主価値の一層の増大を図ることを目的として社内取締役及び取締役を兼務しない執行役員にストックオプションを付与しています。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って、開示を行うことを基本とし、事業報告では取締役の報酬等の総額及び種類別の総額を開示し、有価証券報告書においては、事業報告での開示内容に加え、報酬総額が1億円以上の者について個別開示を行っています。
有価証券報告書・事業報告は、当社ウェブサイトに掲載しています。

[取締役の報酬] ※取締役の人数: 6名

1. 報酬総額: 154百万円
 2. 固定報酬(金銭): 154百万円(限度額: 300百万円)
 3. 業績連動報酬総額: -百万円
 - 1) 短期業績連動報酬(金銭): -百万円(限度額: 120百万円)
 - 2) 中期業績連動報酬(新株予約権): -百万円(限度額: 60百万円)
 - 3) 長期業績連動報酬(新株予約権): -百万円(限度額: 120百万円)
- なお社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

[報酬が1億円以上の者の有無]

前事業年度における取締役報酬の総額が1億円以上の該当者はいません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[取締役の報酬等の決定に関する方針]

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っています。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されています。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定します。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40%(金銭)、中期業績連動報酬を20%(新株予約権)、長期業績連動報酬を40%(新株予約権)としています。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役・社外監査役とも他の取締役・監査役と同様に、電子媒体等を活用して又は直接関係文書・資料の交付を受けることにより、取締役会前などに提供される関係文書・資料を閲覧でき、必要に応じて取締役又は従業員に追加の説明・報告を求めることができるようにしています。さらに、社外取締役への情報伝達のため、取締役会前などに担当者が適時、資料の事前配布や内容の説明をしています。監査役会には専任スタッフを置き、社外監査役も含めた監査役の監査補助その他のスタッフ業務を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行の責任と権限の明確化と経営の効率化のために、2000年4月から執行役員制度を導入しています。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。重要な経営課題について、十分な審議を経て迅速で的確な判断を下すため、経営会議、執行役員会などの重要会議体を設定しています。社内重要会議体の運営に関しては社内規定を定めています。また、取締役会の機能を補完し、経営の透明性・健全性を強化するため、役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会を設置しています。

監査・監督については本報告書の「II-1. 機関構成・組織運営等に係る事項」中の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、また、指名、報酬決定等の機能については本報告書の「II-1. 機関構成・組織運営等に係る事項」中の「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性」及び「取締役報酬関係」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業理念を、『私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。』と定めています。この企業理念の下、経営方針である「お客様第一」、「技術の再構築」、「グローバルネットワークの確立」に基づき、モノづくりを通じた新たな価値の創出と、企業価値・株主価値のさらなる向上を目指すと共に、重要保安部品メーカーとして、お客様、株主様、お取引先様、社員、地域社会を含むすべてのステークホルダーと、健全で良好な関係を維持・促進し、持続可能な成長、発展を遂げていくことが重要だと考えています。

当社では、これらのビジョンの実現を目指す上で、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識しており、監査役会設置会社がふさわしい形態と判断し、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」その他社内規定に従い、重要事項を決定するとともに、職務執行を監督しますが、取締役4名のうち1名を様々な経験・スキルを有する社外取締役とすることで経営の監視機能を強化しています。

監査役会は、「監査役会規則」等に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しますが、監査役5名のうち3名を社外監査役にすることで、より独立した立場からの監査体制を確保し、経営に対する監督機能の強化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様に必要な時間をかけて議案をご検討いただけるよう法定期日よりも早期に招集通知を発送するよう努めています。2019年6月27日開催の第118回定時株主総会に関しましては、6月11日に招集通知を発送しました。また、発送日前の6月10日に招集通知を当社ウェブサイトに掲載しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、株主の皆様の利便性の向上を目的として、インターネット等による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2010年6月18日開催の第109回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版の招集通知等を作成し、当社ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォーム等へ掲載するなど、株主の皆様にとっての利便性の向上に努めています。
その他	当社は、株主総会の活性化、議決権行使の円滑化のため、次の施策を実施しています。 1. 事業報告や計算書類の内容などをスライドを用いて十分ご理解いただけるよう努めています。 2. 国内機関投資家との株主総会議案に関する事前の個別ミーティングを実施しています。 株主総会における議決権行使結果に関する臨時報告書については、当社ウェブサイト日本語版だけでなく英語版も掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトの株主・投資家情報ページに、日本語・英語で公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催し、主に代表取締役副社長CFOが説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトには、決算短信、決算説明会資料のほか、有価証券報告書、株主総会関連資料やガバナンス関連資料など、公開している当社のIR関連情報を掲載しています。 また、決算説明会の説明要旨や質疑応答(概要)などについても掲載し、情報の公平開示に努めています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専任部署として、広報・IR室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「akebonoグローバル行動規範」に、お客様、お取引先様、株主様、地域社会の方々などを含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努める旨を規定しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループ共通の環境基本理念・環境基本方針のもと、事業による環境負荷の低減と環境に優しい製品の開発に努めています。 調達面では、「グリーン調達ガイドライン」(2005年度策定、2011年度改訂)に基づき、お取引先様の協力のもと、環境負荷の少ない材料、部品、副資材を調達するなど、資材購入段階から環境及びCSRに配慮する取り組みを進めています。 また、生産拠点に排水処理システム・大気浄化システムなどを導入し、環境に配慮した生産活動を進めているほか、トラック動態管理システムを導入し、物流における省エネ化と合理化に取り組んでいます。 具体的な取り組み内容については、事業・CSR活動報告書(AKEBONO REPORT)や当社ウェブサイトに記載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主様・投資家様、お客様、お取引先様、地域社会の方々を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様に当社を正しく、またより深く知っていただき、当社の企業価値を正に評価していただくために、当社グループに関する情報の公平・公正かつタイムリーな公開に努めることを、当社ディスクロージャー・ポリシーの基本方針としています。
その他	当社のブレーキ製造技術の伝承と安全意識の再認識をする場としてAi-Museum(ブレーキ博物館)を開設し、一般に公開しています。2018年度は、社会科見学の一環として埼玉県の小中学校3校、293名以上の見学を受け入れ、当社と当社製品への理解を深めて頂くとともに、安全意識向上に取り組んでいます。 また当社では、事業主としての安全・健康への「配慮義務」と社員の「自己保健義務」を両輪に、健康経営を推進しており、2017年4月には「健康経営宣言」を制定し、健康づくりに資するさまざまな施策を積極的に推進しています。これらの取り組みが認められ、経済産業省と日本健康会議が共同で推進する優良な健康経営を実践している大規模法人を顕彰する「健康経営優良法人2019(ホワイト500)」に2年連続で認定されました。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

I. 基本的な考え方

当社は、内部統制は、リスク管理、法令等の遵守、業務の効率化、適正な財務報告等の目的を達成するために当社及びグループ企業の役員及び従業員の行動を方向づけ、推進する仕組みであり、企業経営がリスクを伴うものである以上、経営管理上不可欠なものと認識しています。内部統制システムは、企業価値・株主価値の維持・向上と不正の防止を目指すものであり、内部統制システムを構築して、継続的にシステムを見直しながらその機能を高めていくことは、当社グループの目標・方針を実現して、永続的成長を実現するために絶対不可欠なものであり、経営の根幹と考えています。

当社は、会社法に従い、2006年5月8日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしました（最終改定は2018年5月8日）。

この決議は、当社及びグループの企業規模、事業の特性、経営上のリスクの状況等に即して、リスク管理、コンプライアンス等同法が要求する「業務の適正を確保する体制」の整備についての基本方針を謳ったものでありますが、この基本方針に従い、当社及びグループ企業の内部統制システムの構築・運用をしていくこと、また、取締役会決議後の環境の変化や、実践・運用の状況を踏まえて必要に応じて見直し・改善していくことが取締役等の経営陣の重大な責務と考えています。また、一方で、内部統制システムは当社グループ組織全般に関わるものであり、組織構成員全員が参加すべきシステムと考えています。

内部統制システムは、構築することが目的でなく、有効に機能することが最も重要と考えます。内部統制システムに従って業務が実施されているか、また、構築されているシステムが経営環境や経営戦略・事業内容等の変化に対応しうるか等といった観点から、定期的に点検・監視をする必要がありますので、監査役及び内部監査担当部署の監査機能の活用により、定期的に内部統制システムの点検・監査・検証を実施していきます。

II. 基本方針

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念及び、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準などからなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とする。

(2) 当社は、コンプライアンス活動を推進していくためにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告する。

(3) 当社は、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付ける。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して、不利益な取扱いを行わない。

(4) 当社及び当社グループ企業は反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底する。当社及び当社グループ企業の総務担当部署を中心として、反社会的勢力による被害を防止することに努めるとともに、有事においては、必要に応じて外部の専門機関とも連携して、全社をあげて適切な対応をとるものとする。

(5) 当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテルの規制を遵守するため、競争法による禁止行為を明示した上、競合他社又は事業者団体との接触のルールを明確にする。

(6) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存し、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び当社グループ企業のリスク管理体制を構築するため、リスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置する。

(2) リスク管理委員会は、企業活動に潜在する様々なリスクに対処するため、定期的にリスクの洗い出しを行い、重点リスクとその対処方針の決定、対処策の指示及び対処策の実行状況とその有効性の監視などを行う。

(3) 地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアル等を作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備える。

4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。

(2) 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、事前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとる。

(3) 決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて適宜報告し、また、監査役及び内部監査部門もこれを定期的に監査する。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

(1) 当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備する。

(2) 当社の監査役及び内部監査部門は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告する。

(3) 当社及び当社グループ企業において業務の適正を確保していくため、当社を中心に当社グループ企業のそれぞれの職務権限規定を定める。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項

① 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフ（以下「監査役室スタッフ」という。）を配置する。

② 監査役室スタッフの取締役からの独立性及び監査役室スタッフに対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行うに際しては監査役会との協議を要するものとする。

③ 監査役室スタッフは、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保する。

(2) 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社の取締役及び従業員並びに当社グループ企業のそれぞれの役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事実、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく監査役に報告する。

② 当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

③ 取締役は、常勤監査役が取締役会のほか重要な意思決定及び業務の執行状況を把握する場に常時出席する機会を確保するものとし、また、その議題内容につき事前に情報提供を行う。

(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し相互に連携する機会を設ける。

② 当社経営陣は、監査役会との定期的な意見交換会を開催する。

III. 整備状況

(1) コンプライアンスに関する整備状況

当社は、akebonoグローバル行動規範、akebonoグローバル行動基準やコンプライアンス規定等を整備し、定期的なコンプライアンス委員会の開催をはじめとしたコンプライアンス活動を行っております。コンプライアンス委員会において承認された年間活動計画に沿って、コンプライアンステストやヒアリング、カルテル・インサイダー取引防止を含む各種研修、社員のコンプライアンス意識向上のための諸施策を実施しております。

内部通報体制については、社内外に相談窓口を設置しており、寄せられた相談については、適宜必要な調査を実施し、適切に対応しております。また、コンプライアンス活動状況と相談窓口への相談内容については、定期的に取締役会に報告しております。

(2) リスク管理に関する整備状況

当社は、リスク管理規定の整備を通じ、リスク低減や被害を最小限とするためのリスク管理体制の整備に取り組んでおります。また、リスク管理委員会が当社全体の重点リスクと対処方針を決定し、対処策の指示やその実施状況と有効性の監視を行っており、これに加え、各部門の責任者で構成されたリスク評価委員会が、年間を通したリスク評価活動を行い、リスク管理委員会に答申しております。リスク管理委員会は、活動内容を定期的に取締役会に報告しております。

(3) 職務の執行の効率性の確保に関する整備状況

当社は、定期的ないし必要に応じて取締役会を開催しており、また、その事前審議体として経営会議を始めとした重要会議を開催しております。さらに、取締役会の付議基準の見直しを実施するなど、的確かつ迅速に効率的な意思決定を図るための工夫を継続的に行っております。その他、決裁権限規定等を整備して責任と権限の範囲を明確化するなど、職務執行の効率性を確保するための体制整備に適宜取り組んでおります。

(4) 監査役監査の実効性の確保に関する整備状況

監査役は、取締役会をはじめとした重要会議体への出席や取締役との意見交換会など、経営や業績に重大な影響を及ぼす事項などを迅速に検討・対応するための活動を行っております。また、当社の主要な部署の役職者及び重要な子会社の経営幹部との意見交換を通して、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。加えて、内部監査を担当する監査部、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めています。かかる監査役の業務執行をサポートするため、監査役室を設置し専任のスタッフ1名を配置しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ企業は社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底します。

反社会的勢力の排除に向けた対応については、特殊暴力防止対策連合会に加入して情報収集をしています。体制につきましては、総務担当部署を中心として警察や弁護士等と連携しながら、社内体制を整備し、具体的な対応の指針を設定しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先様、従業員、地域社会などの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えています。

また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えています。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えていますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えています（以下「基本方針」といいます）。

2. 導入の目的

当社の買収防衛策は、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。

3. 買収防衛策の概要

当社は本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「大量買付ルール」と当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます）を設定いたしました。

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i) 大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行い、(iv) 当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様のご意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記 (i) から (iv) の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所等の情報及び提案する大量買付行為の概要を明示した「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後の一定期間（60日又は90日間）を取締役会による評価・検討等のための期間（取締役会評価期間）として設定し、意見を慎重にとりまとめ、公表します。必要に応じて、大量買付者と条件改善について交渉したりすることもあります。

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に定められた要領に従って株主総会（株主意思確認総会）を開催し対抗措置を発動すべきか否かを決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

大量買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、法令や定款が認める対抗措置をとる場合があります。

当社の買収防衛策は、2007年6月21日の株主総会において承認可決されたことにより有効期間1年として導入され、その後、毎年当社定時株主総会において継続することが承認可決されてきました。

2018年6月15日開催の定時株主総会で承認可決された買収防衛策が2019年6月に開催される定時株主総会終結の時をもって終了することを受け、本プランの継続を2019年5月13日の当社取締役会において決定しました（詳細は当社ウェブサイトに掲載しています）。ただし、本プランの継続は当社株主の皆様のご承認を条件としています。なお、本プランの継続については、社外監査役3名を含む監査役5名全員が、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、その継続に賛成する旨を表明しています。

その後、本プランの継続は、2019年6月27日開催の当社定時株主総会において承認可決されました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は「akebonoグローバル行動規範」及び「akebonoグローバル行動基準」において、ステークホルダーに対し、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を積極的かつ公正に開示することを指針としています。

これに基づき、当社は、適時開示に関する業務を行う部署は、開示義務が生じる可能性のある当社及び子会社の情報を定期的に収集し、収集した情報について、東京証券取引所が定める諸規則や金融商品取引法・会社法をはじめとする関係諸法令、諸規則、ガイドライン等に基づき開示判断を行っています。また、これらの部署はお互いに連絡を取り合い協力し、かつ、社内の関連部署、社外アドバイザー等と連携することにより迅速で適切な開示を行うよう努めています。

当社の各部署及び子会社は、開示が必要とされる、あるいはその可能性がある事実が発生した場合には、直ちに適時開示に関する業務を行う部署に連絡し、必要となる情報の提供を行います。

開示を行うに際しては、会社代表者への報告その他社内が必要とされる手続きを経て、遅滞なく東京証券取引所に開示を行います。

[女性活躍の方針・取組み等について]

当社は、グローバル企業として、性別・国籍・雇用区分にとらわれず、実力や成果に応じた評価・処遇を行っています。

また、女性の活躍促進とともに、多様な人材が活躍できる環境を整え、従業員一人ひとりが働きやすい会社を目指しており、働きながら育児・介護し易い環境づくりを目指して、法定基準を上回る休職制度や、短時間勤務制度の充実に積極的に取り組んでいます。

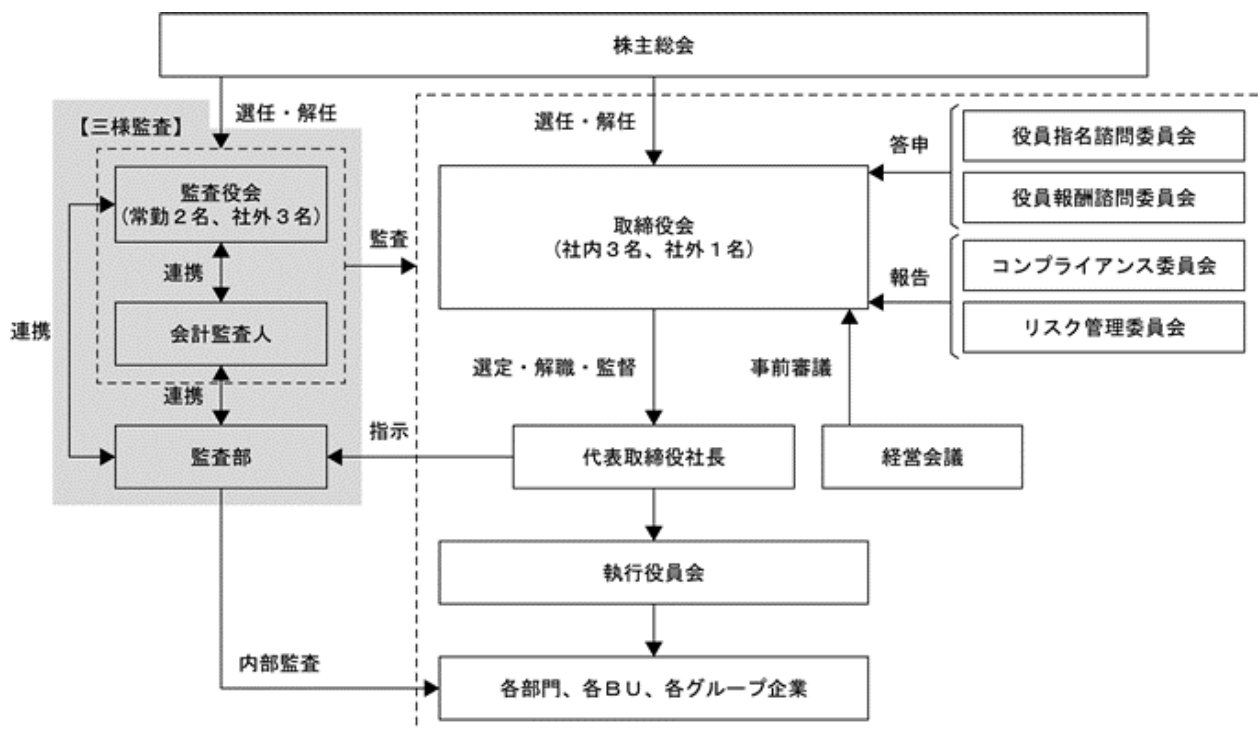
これらの取組みが評価され、2012年9月、厚生労働省が企業の「女性の能力を發揮させるための積極的な取り組み」や「仕事と育児・介護との両立を支援する取り組み」を表彰する「均等・両立推進企業表彰」ファミリー・フレンドリー企業部門 厚生労働大臣優良賞を受賞しました。

さらに、2016年4月に全面施行された女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況などが優良な事業者が受けられる「基準適合一般事業主」の認定（愛称：えるぼし認定）のうち、当社は最高段階の認定を受けました。

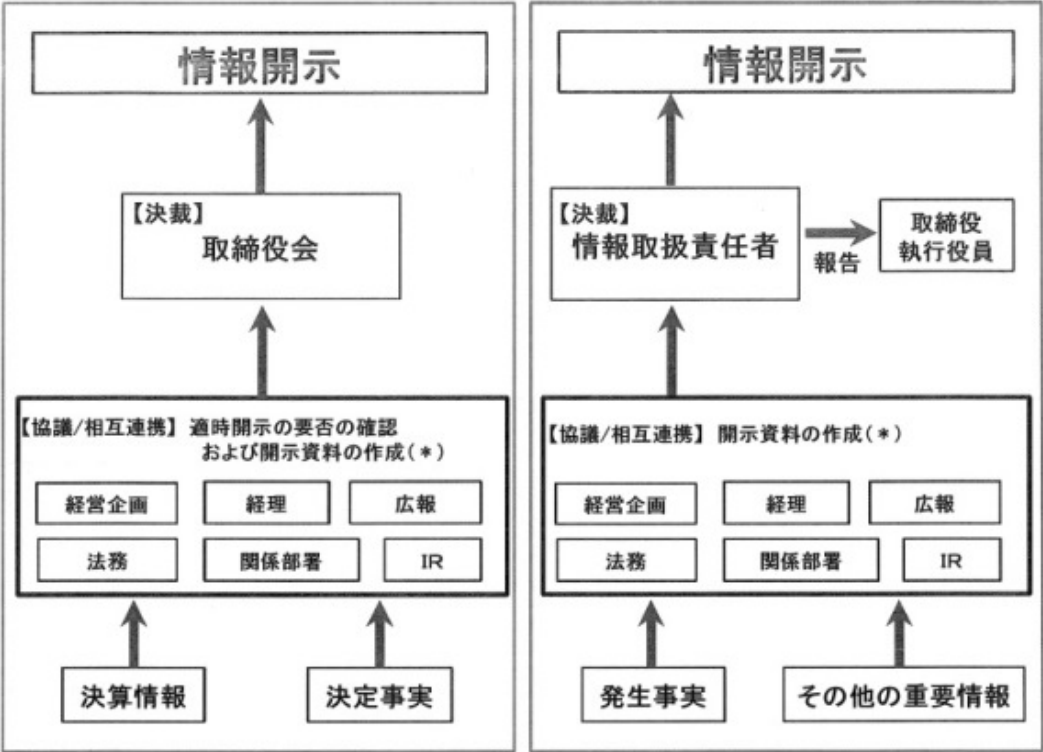
2016年10月には埼玉労働局より「次世代育成支援対策推進法」に基づく「子育てサポート企業」として認定を受け、次世代育成支援認定マークである「くるみん」マークを取得しました。「くるみん」マークは、2007年、2013年にも認定を受けております。

2018年5月には事業所内保育所「あけぼの保育園」（通称 Ai-Kids）を開設し、仕事と育児の両立と人材の定着を図っています。

今後も継続的に「女性活躍推進活動」「仕事と子育ての両立支援」や「地域社会への貢献」に取り組み、社員一人ひとりが活躍できる環境づくりを推進していきます。



適時開示体制の概要



(*) 開示資料の作成に際しては、必要に応じて外部専門家の助言を受けることとしております。

決算情報： 会社の決算や業績予想、配当予想等に関わる事項
 決定事実： 新株発行、合併・会社分割・株式交換等の、会社の意思決定事項
 発生事実： 災害、株主の異動、事故等、会社の意思に関わりなくその会社に発生した事項
 その他の重要事実： 上記以外の、投資家の投資判断に影響を及ぼしうる事項